



毎月第3金曜日は、川西市の「人権デー」です！

★4月6日、「パートナーシップ宣誓制度」について 阪神間8市町で連携協定が結ばれる

「パートナーシップ宣誓制度」は、2016年に宝塚市が阪神間ではじめて導入し、川西市は2020年8月、この4月に西宮市、猪名川町が導入され、阪神間7市1町で制度化されました。

これを機に8市町では、各市町間での転出転入時には、宣誓手続きを簡略化し、当事者の負担軽減等を図れるよう話し合いがすすめられ、協定締結に至りました。

今後は、性的マイノリティの人々の人権尊重の取組についても連携した取組を進めていくこととなります。

★「パートナーシップ宣誓制度」とは

性的指向が異性に限らない、また性自認と身体の性が一致しないといった、いわゆるLGBTQなどの性的少数者（性的マイノリティ）は、近年、徐々にではありますが、社会に認知されるようになってきました。

しかしながら、依然として誤解や偏見は存在し、特に同性のカップルなどは現在の法律では結婚もできず、日常生活の様々な場面において悩みや生きづらさを抱えておられる方も少なくありません。

川西市では、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、だれもが自分らしく、いきいき暮らせるまちの実現をめざし、2020年8月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した、一方又は双方が性的マイノリティである2人に対して、市が、その関係性を市長に宣誓した事実を証明する「宣誓書受領証」の交付を行うものです。

これは、市の要綱に基づき実施するもので、婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、2人が夫婦に準じた生活を送りながらも、理解を得られず、証明する手段もないことなどにより生じる悩みや生きづらさを軽減、解消するとともに、ありのままの自分として生きたいという気持ちを尊重することを目的としています。



特設人権相談

川西市では、毎月第3金曜日の「人権デー」に、人権擁護委員による特設人権相談を市役所で行っています。 ※ 予約優先・無料

★4月16日(金)午後1時～4時

〈問い合わせ・予約など〉市役所3階・人権推進課

☎ 740-1150



総合センター 人権啓発ビデオ上映会

★4月16日(金)

①午前10時～ ②午後1時～ ③午後4時～

作品:「サラーマット」(36分)

◆問い合わせ

総合センター(☎758-8398)